

川崎市交通局総合評価審査員への意見聴取に係る謝礼金に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項並びに川崎市交通局総合評価一般競争入札実施要綱第4条第1項及び第2項の規定に基づく川崎市交通局総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取に係る謝礼金に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝礼金の額)

第2条 意見聴取に係る謝礼金の額は、次の各号に掲げる総合評価落札方式の型式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 標準型 1件につき10,000円
- (2) 簡易型 1件につき3,000円
- (3) 特別簡易型 1件につき1,000円

(謝礼金の支払方法)

第3条 謝礼金の支払は、案件ごとの意見聴取の終了後に審査員の個人口座への振込みにより行うものとする。

附 則

この基準は、平成29年1月11日から施行する。